

議案第76号

杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区荻窪体育館外2施設の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公  
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区荻窪体育館
- (2) 杉並区高円寺体育館
- (3) 杉並区大宮前体育館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

コナミスポーツ・杉並建物総合管理事業協同組合共同事業体  
品川区東品川四丁目10番1号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

杉並区荻窪体育館外2施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提出す  
るものである。